

令和6年度

昭島市 産後ケア事業



～産婦さんや赤ちゃんの健康づくり・授乳・育児などの産後の生活のサポートをします～

1 利用できる方

以下にあてはまる、産後4か月以内の産婦と赤ちゃん

1. 昭島市在住である。

2. 心身の不調や育児不安がある。

※医療処置が必要な方、感染症の疑いがある方は利用できないことがあります。

※赤ちゃんが入院している場合や、流産、死産をされた産婦さんの利用も可能です。

※なお、出産後4か月を過ぎている場合でも産後ケアの利用が適当と判断される場合は最長1年まで利用できますので、お気軽にご相談ください。

※デイケア型・宿泊型は上のお子様を連れてのご利用はできません。

2 産後ケアの内容

1. 産婦のケア（乳房ケア、心身回復のサポートなど）

2. 赤ちゃんのケア（発育、体重のチェックなど）

3. 育児のサポート（育児相談、授乳相談、沐浴など）

※大人の食事：デイケア型は昼食、宿泊型は昼食、夕食及び朝食を提供します。



3 利用について（利用上限回数は5回となります）

	訪問型	デイケア型	宿泊型
実施方法	ご自宅に訪問員が伺います	市指定の産科医院・助産院で行います	市指定の産科医院・助産院で行います
利用日	訪問員や助産院、産科医院の営業日		
1回の利用時間	2時間以内	6時間以内	1泊2日
利用者負担	無料	500円	3,500円

※ 利用者負担の一部または全部を市が助成しています。

※ 市町村民税非課税世帯・生活保護受給世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯は利用者負担を免除します。

※利用者負担は年度によって変更する場合があります。

問い合わせ

〒196-0015 昭島市昭和町4-7-1

昭島市保健福祉センター（あいぽく） 母子保健担当

担当：産後ケアコーディネーター

電話：042-543-7303 平日9時から17時までにご連絡ください。

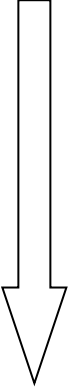
～利用までの流れ～

相談

利用を希望する場合は、あいぽっくにご連絡ください。

申請

あいぽっくの窓口で申請します。
 コーディネーターが健康状態や困り事などをお聞きします。
 ※妊娠中から申請できます。また、申請は代理の方でも可能です。
 ※来所しての申請が難しい場合はご相談ください。



<必要書類>

- ・母子健康手帳
- ・身分証明書（運転免許書、健康保険証等）

※住民税非課税世帯は非課税証明書、生活保護受給世帯は生活保護受給者証、中国残留邦人等支援給付受給世帯は本人確認書をご持参ください。または、公簿等により利用者の属する世帯の課税状況を確認できる場合があります。

決定

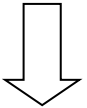
利用決定となった方に「昭島市産後ケア事業利用決定通知書、利用者カード」を郵送します。



※ 申請後に連絡がつかない場合は訪問やお手紙をさせていただくことがあります。

予約

- ・訪問型 …… 訪問員より、日程調整の連絡をします。
 - ・デイケア型・宿泊型 …直接、利用者が事業所へ予約の連絡をしてください。
- ※ 多くの方に快適にご利用いただくために、キャンセルはできるだけないようにお願いいたします。



利用

助産師がゆったりと育児や産婦自身の体調に向き合っていけるようサポートします。
支払い …事業所に直接お支払いください。



利用後

産後ケア事業終了後も、体調のことや育児について、あいぽっくの相談事業を利用していただけます。

【市指定の助産院・産科医院】

デイケア	宿泊	事業所名	住所
○	○	宮岡助産所	昭島市美堀町 2-12-9
○	○	めぶき助産院	昭島市朝日町 2-2-11
○	△	りあん助産院	昭島市朝日町 3-11-9 ミハツ 102
△	○※1	石原レディースクリニック	昭島市昭和町 3-18-21
○※2	○※2	井上レディースクリニック	立川市富士見町 1-26-9

※1 石原レディースクリニックは産後延泊という形のみ利用できます。

※2 井上レディースクリニックは産後3か月以内までです。